

近畿地方整備局事業評価監視委員会（平成28年度第2回） 議 事 録（速報版）

1. 日 時 平成28年7月27日（水） 10:00～12:00
2. 場 所 近畿地方整備局 第一別館 大会議室
3. 出席者
 - 委 員 正司 健一 委員長
井上 圭吾 委員、今西 珠美 委員、江崎 保男 委員、
喜多 秀行 委員、駒林 良則 委員
 - 近畿地方整備局
近畿地方整備局長、副局長、副局長、総務部長、
企画部長、河川部長、道路部長、営繕部長、用地部長、
建政部長、港湾空港部長
4. 議 事
 - (1) 開 会
 - (2) 事業評価監視委員会審議

[再評価]

大戸川ダム建設事業
六甲山系直轄砂防事業
神戸港国際海上コンテナターミナル整備事業
堺泉北港助松地区国際物流ターミナル整備事業
一般国道168号長殿道路
一般国道161号愛発除雪拡幅
一般国道417号冠山峠道路
一般国道175号神出バイパス
大阪第6地方合同庁舎
和歌山地方合同庁舎

5. 審議結果

[再評価]

・大戸川ダム建設事業

審議の結果、「大戸川ダム建設事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」することが妥当と判断される。

なお、委員会における検討及び上記判断の理由は、以下のとおりである。

- ① 近畿地方整備局は「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づいて「大戸川ダム建設事業の地方公共団体からなる検討の場」を設置して大戸川ダムの検証を進め、検証対象ダムの総合的な評価の結果として、「最も有利な案は『大戸川ダム案』」と評価した点について、当委員会としても妥当であると判断できる。
- ② 大戸川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）作成にあたっては、パブリックコメントの実施や学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長の意見を聴くなど、検証に係る検討の進め方、検

討手順に不備が無いことを確認した。

- ③ 関係府県知事（滋賀県知事、京都府知事、大阪府知事）への意見聴取において、「大戸川ダム建設事業については「事業継続」することが妥当であると考えられる」とした対応方針（原案）については異存ない旨が回答されている。

ただし、この結果は本体工事に着手することを意味するものではない。

対応方針（原案）にも記載されているとおり「淀川水系河川整備計画」に「ダム本体工事については、中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する」とされており、ダム本体工事の実施については、別途、関係府県の意見聴取等の手続きを経て同計画を変更することが必要であることを申し添える。

・ 六甲山系直轄砂防事業

審議の結果、「六甲山系直轄砂防事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」することが妥当と判断される。

・ 神戸港国際海上コンテナターミナル整備事業

審議の結果、「神戸港国際海上コンテナターミナル整備事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」することが妥当と判断される。

・ 堺泉北港助松地区国際物流ターミナル整備事業

審議の結果、「堺泉北港助松地区国際物流ターミナル整備事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」することが妥当と判断される。

・ 一般国道168号長殿道路

審議の結果、「一般国道168号長殿道路」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」することが妥当と判断される。

・ 一般国道161号愛発除雪拡幅

審議の結果、「一般国道161号愛発除雪拡幅」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」することが妥当と判断される。

・ 一般国道417号冠山峠道路

審議の結果、「一般国道417号冠山峠道路」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」することが妥当と判断される。

・ 一般国道175号神出バイパス

審議の結果、「一般国道175号神出バイパス」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、

対応方針（原案）のとおり「事業継続」することが妥当と判断される。

• 大阪第6地方合同庁舎

審議の結果、「大阪第6地方合同庁舎」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」することが妥当と判断される。

• 和歌山地方合同庁舎

審議の結果、「和歌山地方合同庁舎」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」することが妥当と判断される。

以 上